

申告を忘れずに!!

市県民税の申告は**3月17日**までです。
平成20年1月1日現在、仙北市に住んでいる方は、住民税の申告又は確定申告により平成19年度中の所得を申告していただくことになっています。申告しないと、所得証明書などが発行されなかったり、国民健康保険税の軽減制度が適用されなかったりする場合があります。

忘れずに申告しましょう!!

申告に必要な書類や日程表は、全戸配布用チラシをご覧ください。

■問合せ：仙北市税務課

TEL (43) 1117

市税滞納整理の強化について

国から地方への税源移譲が進み、仙北市でも自主財源である市税の確保が緊急の課題となっています。自主財源は、仙北市が主体的かつ自主的にまちづくりを行ううえで欠かせないものです。

仙北市では自主財源である市税を確実に徴収するために、滞納整理の強化を図ってきました。平成20年1月から、インターネット公売、タイヤロックを実施しました。担税能力があるにも関わらず税金を納めない、納税相談に応じないなどの悪質な滞納者へは、このような手段を用いて滞納整理を行っています。

平成19年度第1回インターネット公売では、20点の差押えとなった動産が売却されました。このインターネット公売へは市民を含め、全国から延べ45人が参加しました。また、タイヤロックも実施し、大きな成果をあげています。

軽自動車の名義変更・廃車手続きはお済みですか?

軽自動車税は、毎年4月1日現在に125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車・125cc超の二輪車・軽自動車(四輪・三輪)を所有している方にかかります。

車を廃車したとき、人に譲渡したときは、手続きを忘れずにしましょう。手続きがされないと登録が継続し、軽自動車税が課せられたままになりますので、ご注意ください。

名義変更、廃車の申告・問い合わせ先

(車種により申告・問い合わせ先が異なりますので注意してください)

車種	届出・問い合わせ先	手続きに必要なもの
◆原動機付自転車 (125cc以下)	市役所税務課(田沢湖庁舎) または	〈名義変更の場合〉 納税義務者及び届出者の印鑑
◆小型特殊自動車 (農耕・その他)	角館・西木地域センター総合 窓口課・各出張所	〈廃車の場合〉 ナンバープレート・納税義務者及び届出者の印鑑 ※申請用紙は届出先の窓口にあります。
◆三輪、四輪の 軽自動車	下記へ直接おたずねください 軽自動車検査協会秋田県事務所 TEL 018(862)3270 〒011-0901 秋田市寺内字三千刈463-3 または 角館地区自家用自動車協会 TEL (53)2209 〒014-0369 仙北市角館町上菅沢194	
◆125ccを超え 250ccまでの オートバイまたは 250ccを超える 二輪の小型自動車	下記へ直接おたずねください 東北運輸局秋田運輸支局登録部門 TEL 050(5540)2012 〒010-0876 秋田市泉字登木74-3 または 角館地区自家用自動車協会 TEL (53)2209 〒014-0369 仙北市角館町上菅沢194	

■問合せ：仙北市税務課

TEL (43) 1117